

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについての一部改正について

令和三年三月三十一日

文部科学大臣裁定

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについて（昭和四十四年文部大臣裁定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

1 3 「略」

1 3 「同上」

4 令第三条の文部科学大臣が定める数は、都道府県又は地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二五二条の一九第一項の指定都市（10カにおいて単に「指定都市」という。）の教育委員会が小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において行われる複数の教頭及び教諭等の協力による指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において行われる少数の児童又は生徒により構成される集団を単位とした指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）において開設される選択教科の数及び授業時数並びに当該選択教科の履修に係る生徒の数、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）において行われる専門的な知識又は技能に係る教科等に関する専門的な指導に係る授業時数及び児童の数その他の事情を勘案して教頭及び教諭等を置くことについての配慮を必要とする）と認める学校の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

4 令第三条の文部科学大臣が定める数は、都道府県又は地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二五二条の一九第一項の指定都市（10スにおいて単に「指定都市」という。）の教育委員会が小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において行われる複数の教頭及び教諭等の協力による指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において行われる少数の児童又は生徒により構成される集団を単位とした指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）において開設される選択教科の数及び授業時数並びに当該選択教科の履修に係る生徒の数、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）において行われる専門的な知識又は技能に係る教科等に関する専門的な指導に係る授業時数及び児童の数その他の事情を勘案して教頭及び教諭等を置くことについての配慮を必要とする）と認める学校の数等を基礎として予算の範囲内で別に定める数とする。

5 9 「略」

5 9 「同上」

10 令第七条第六項の文部科学大臣が定める研究は、次に掲げる要項等に基づき学校において行われる研究とする。

10 令第七条第六項の文部科学大臣が定める研究は、次に掲げる要項等に基づき学校において行われる研究とする。

ア・イ 「略」

ア・イ 「同上」

ウ 教育課程実践検証協力校事業実施要項

ウ 「号を加える。」

エ 「略」

エ 「同上」

オ 「略」

オ 「同上」

カ 「略」

カ 「同上」

11 「略」

11 「同上」

「項を削る。」

12 令第一〇条第三号の文部科学大臣が定める非常勤の講師は、「新たな雇用対策について」（平成二〇年一月九日新たな雇用対策に関する関係閣僚会議決定）における緊急雇用創出事業交付金の対象事業において採用されるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

1 この定めは、令和三年四月一日から適用する。

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第一四号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三三年法律第一一六号）第三条第二項の文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校は、令和三年四月一日現在において当該学校に在学する児童の数を基礎として、次の表の上欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数に基づき算定した当該学校の学級の数が、当該学校が同日現在において保有する普通教室の数（当該学校の特別教室の数が公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成一八年文部科学大臣裁定）第一の三八に定める特別教室の数の基準を超える場合にあつては、当該基準を超える特別教室の数を含む。）を超え、かつ、当該超過分に充てるためのその他の適切な施設を確保することが困難である小学校（第二学年に限る。）とする。

学級編制の区分	一学級の児童の数
同学年の児童で編制する学級	三五人（第三学年から第六学年までの児童で編制する学

	級にあつては、四〇人
二の学年の児童で編制する学級	一六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
学校教育法（昭和二二年法律第二六号）第八一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについての一部改正について（平成二九年文部科学大臣裁定）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「この定め」を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについての一部改正について（令和三年文部科学大臣裁定）」に改める。

4 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについての一部改正について（令和二年文部科学大臣裁定）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。